

# 想・続だより

感謝の気持と譲る心の大切さ



一般社団法人

相続サポートセンター

相続サポートセンター

検索

[www.so-sapo.jp](http://www.so-sapo.jp)

代表相談員 中田 隆之



## ごあいさつ

先日、9月1日で全4回にわたる「サザエさんちに学ぶ相続セミナー」が終了しました。セミナーにご参加いただいた皆様お疲れ様でした。そしてありがとうございました。

前回は遺言についての重要性のお話をさせていただきました。その中で「遺言は財産の分け方よりも、家族への愛情や感謝の気持ちを伝えてください。」というお話をさせていただきました。

「遺言には『付言』というものを書くことが出来ます。その『付言』をどう書くかが重要で、この中で家族への感謝や愛情を伝えてあげることが一番の争族予防になります。」というお話をさせていただきました。

参加された方のアンケートには「付言というものがあることを知らなかった。」「付言の話がよかったです。」「感謝や愛情を伝えることの重要性がよく分かった。」という感想を頂き、今回のセミナーの大きな目的は伝えることが出来たかなと感じました。

今後も「相続で苦労しない。」「相続で不幸にならない。」「相続で家族の絆が壊れない。」ためにどうすればいいかをセミナー等をおして、お伝えしていきたいと思います。ぜひご参加ください。ありがとうございます。



## 相談員のつぶやき



### 【相続人が自分以外にもう一人?】

お父様の相続相談で来られたAさん。Aさんが2歳の頃に両親が離婚しており父子家庭で育ったので、相続人はAさん一人。以前叔母から、両親が結婚する際に母にAさんより7歳年上の連れ子がいたことは聞いていますが、今回は父の相続なので関係ないとおっしゃっていました。

相続手続きでは、あらゆる場面でお亡くなりになった方のお生まれになってからお亡くなりになるまでの連続した戸籍の提出を求められます。相続人を確認する必要があるからです。戸籍を確認したところ、その連れ子は婚姻前に父が認知している子（つまりAさんの実の兄）だったことが分かりました。認知しているので当然にその子（Bさん）も相続人となります。

調査の結果、現在Bさんは県外で暮らしていることがわかりました。Aさんからお手紙を送り、父の相続のことを連絡しました。数日後、Bさんから連絡がありました。

Aさんとすれば病気がちな父の面倒をずっと一人で見てきたのだから、Bさんには財産の4分の1くらいでいいだろうという考えでした。

一方Bさんは疎遠になっていたとはいえ、自分にも相続分があるのだから法定相続分は欲しい（この場合2分の1）という主張でした。何度もAさんとBさんで話し合いの場をもうけ、双方が歩み寄る形で分割協議書を作成、相続手続きも無事終えました。

現在戸籍だけでは分からぬことがあります。離婚再婚経験のある方や、お子様がいらっしゃるご夫婦など、相続人が複雑になり相続手続きでもめる場合があります。事前に準備をしておけば、ご自分の死後に遺族がもめることもなく、また費用も抑えることができます。ご心配なことがある方はぜひ一度ご相談ください。

